

第1 監査の請求

1 大阪府職員措置請求書の提出

令和6年4月25日（同月24日付けの大阪府職員措置請求書が郵送で到達した日）

2 請求人

略

3 請求の要旨

別紙記載のとおり。

第2 請求の受理

本件監査請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項に定める要件を具備しているものと認め、受理することとした。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

名古屋地方裁判所令和5年（ワ）（略）事件（以下「基本事件」という。）についての移送申立却下決定に対する即時抗告（以下「本件抗告」という。）に係る手数料及び郵券代金並びに本件抗告に係る弁護士費用に係る支出

2 監査対象機関

大阪府教育庁（以下「教育庁」という。）

府及び知事はその当事者である訴訟に関することで、その内容が教育委員会（以下「委員会」という。）が所管する事項に関するものについては、法第180条の2の規定により協議のうえ、教育次長が補助執行することとなっており、基本事件の被告府がした応訴、移送申立て及び本件抗告に関してなされた府の事務は、教育庁において行ったものである。

本件抗告に係る手数料及び郵券代金並びに弁護士費用に係る公金の支出に関する権限は、大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第3条及び別表第1（第3条関係）に基づき知事から委員会に委任され、さらに大阪府教育委員会の財務事務の委任に関する規則（昭和39年大阪府教育委員会規則第5号）第2条第2号及び第3号に基づき委員会から教育長に委任されており、支出に関する事務は教育庁で執行されてい

る。

そこで、監査の実施に当たっては、教育庁を監査対象機関とした。

3 請求人の陳述

令和6年5月8日付けで、請求人に対し、同月24日に法第242条第7項の規定に基づく証拠の提出及び陳述の機会（以下「請求人陳述」という。）を設ける旨通知したが、請求人から、請求人陳述を欠席する旨の連絡があったことから、請求人陳述は実施しなかった。

4 実地監査

令和6年5月23日、監査委員事務局職員は教育庁に対して監査を実施し、本件抗告を行った経緯、本件抗告に係る手数料及び郵券代金並びに弁護士費用等について聴取を行うとともに、本件監査請求に係る証拠書類等の確認を行った。

第4 監査の結果

1 事実関係

本件監査請求に関して行った前記第3の4の実地監査、請求人が提出した事実証明書の内容などから、監査を実施した限りにおいて認められる事実は、次のとおりである。

(1) 本件抗告の経緯について

ア 基本事件の提起と応訴

令和5年12月21日、原告は、名古屋地方裁判所（以下「名古屋地裁」という。）に、委員会がした大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号）に基づく非公開決定の通知等により名誉を棄損されたなどと主張して、府らを被告として損害賠償等を請求する訴えを提起した（基本事件）。

府は、令和6年1月17日、これに応訴した。

イ 基本事件の応訴に伴う訴訟委任契約について

府は、基本事件の応訴に当たり、令和6年1月18日付けで、弁護士法人（以下「本件弁護士法人」という。）との間で、基本事件に係る一切の訴訟行為を行う権限を委任する訴訟委任契約（以下「本件訴訟委任契約」という。）を締結し、同日付けで、本件弁護士法人所属の弁護士（以下「本件弁護士」という。）宛てに委任状（以下「本件委任状」という。）を発行した。

本件委任状には、委任事項として、基本事件に関し、次の事項が列記されていた。

- ①上記事件の訴訟行為・手続行為、訴え・申立て、反訴・控訴・上告・上告受理・抗告・許可抗告・異議につきその提起又は申立て、それらの取下げ、取下げについての同意、和解、調停合意、請求の放棄、請求の認諾、弁済金物の受領、保管金納入及び受領
- ②参加、訴訟脱退、強制執行、仮差押え及び仮処分、保全処分
- ③担保保証の供託、同取消決定の申立て、同取消しについての同意、同取消決定についての抗告権の放棄、権利行使催告の申立て、担保取戻し
- ④供託物の払渡（取戻・還付）及び利息利札の請求並びに受領、閲覧申請
- ⑤債権届出、債権者集会及び債権調査期日への出席、議決権の行使ほか債権者としての権利行使
- ⑥手形訴訟、小切手訴訟又は少額訴訟の終局判決に対する異議の取下げ及びその取下げについての同意、訴訟参加又は訴訟引受けによる脱退
- ⑦上記事件に関する調査、照会、交渉
- ⑧復代理人選任

ウ 移送申立て、移送申立ての却下及び本件抗告について

府は、令和6年1月18日付けで、名古屋地裁に対し、基本事件について民事訴訟法（平成8年法律第109号。以下「民訴法」という。）第17条に基づき、大阪地方裁判所への移送申立てを行った（名古屋地裁令和6年（モ）（略）事件）。同年2月2日、名古屋地裁は、同申立てを却下する決定をしたため、府は、同月9日付けで名古屋高等裁判所（以下「名古屋高裁」という。）に対し本件抗告を行ったところ、同年4月5日、名古屋高裁は本件抗告を棄却する決定を行った。

エ 応訴等に係る議決の有無について

府は、前記アの基本事件の応訴並びに前記ウの移送申立て及び本件抗告のいずれも、議会の議決を経ることなく教育庁内の決裁により行っている。

(2) 本件抗告に要した経費について

ア 貼用印紙及び予納郵券

府は、令和6年2月9日に、本件抗告に係る手数料として1,000円分の収入印紙を抗告状に貼付し、これを名古屋地裁に提出した。

同日、府は、本件抗告に要する予納郵券として、8,196円分の郵便切手を名古屋

地裁に提出した。なお、本件抗告事件の終結に伴い、同年4月8日に名古屋高裁から6,806円分の郵券が返還されている。

上記の貼用印紙及び予納郵券に係る経費支出について、事務局職員が、前記第3の4の实地監査において確認したところ、監査した限りにおいて手続の瑕疵は見当たらなかった。

イ 弁護士費用

府は、本件訴訟委任契約に基づき、基本事件に関する着手金として、本件弁護士法人に対し、令和6年2月5日に495,000円を支払った。なお、当該着手金のほかに本件抗告に係る報酬等の金員は支払われていない。なお、事務局職員が前記第3の4の实地監査においてこの支払手続に係る証拠書類一式について確認したところ、監査した限りにおいて手続の瑕疵は見当たらなかった。

2 判断

請求人は、委員会の関係職員らが、法第96条第1項第12号の規定による議会議決を経ずに本件抗告を行ったこと、あるいは、代理権限のない本件弁護士に本件抗告を行わせたことにより、本件抗告自体が違法であるなどとして、かかる違法な本件抗告のために手数料及び郵券代金並びに弁護士費用を支出したことは当然違法となる旨主張するので、以下検討する。

(1) 本件抗告に係る議会議決の必要性について

ア 「訴えの提起」の該当性について

法第96条第1項第12号は、普通地方公共団体の議会が、「普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起(中略)、和解(中略)、あつせん、調停及び仲裁に関すること」を議決しなければならない旨、規定している。

ここで、同号に規定する「訴えの提起」の「訴え」とは、原告が被告を相手方として裁判所に対し権利又は法律関係の存否を主張し、その存否につき自己の有利な判決を求める要求であり、したがって、判決による保護行為を要求するものではないものは「訴え」ではないとされる(松本英昭「新版逐条地方自治法第9次改訂版」374、375頁)。

この点、民訴法第17条に基づく移送の申立ては、訴訟を管轄する裁判所の変更を申し立てる行為であり、判決による保護行為を要求するものではないから、上記

の「訴え」には当たらない。

また、本件抗告は、上記の移送の申立てを却下した決定について、府が不服を申し立てたものであるから、移送の申立てと同様に、判決による保護行為を要求するものとはいえず、上記の「訴え」には当たらない。

よって、本件抗告は、法第96条第1項第12号に規定する「訴えの提起」には該当しないと解される。

イ 「審査請求その他の不服申立て」の該当性について

法第96条第1項第12号に規定する「審査請求その他の不服申立て」を文理解釈すれば、これに含まれるものは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）所定の審査請求と典型的に同視しうるものというべきであるから、法第96条第1項第12号にいう不服申立てとは行政庁に対するものに限られ、裁判所に対するものは含まれないと解すべきである。

よって、移送申立てについて、裁判所がした却下決定に対し、裁判所に対して不服申立てを行った本件抗告は、同号に定める「審査請求その他の不服申立て」には該当しないと解される。

ウ まとめ

以上によれば、本件抗告は、法第96条第1項第12号に定める議会の議決事項には該当しないから、府が、議会の議決を経ずに本件抗告を行ったことをもって、本件抗告が違法であるとはいえない。

なお、請求人は、府が、本件抗告について法第179条に規定する専決処分を経していないことを指摘するが、上記のとおり、法第96条第1項第12号に定める議会の議決事項に該当しないのであるから、法第179条に規定する専決処分の対象にも該当しない。

よって、本件抗告が議会の議決を経していないことをもって違法であるとする請求人の主張は、理由がない。

また、請求人は、府が基本事件に応訴したことについても、議会議決の必要性について監査するように求めているように解されるので、念のため検討すると、法第96条第1項第12号において「訴えの提起」と規定することからして、同号が応訴を含まない趣旨であることは文理上明らかであるから、基本事件への応訴が議会議決を経ずに行われたことをもって違法とされる余地はない。

(2) 本件抗告を行った弁護士の代理権について

民訴法第 55 条は、訴訟代理権の範囲を包括的・画一的に定め、これに制限を加えることはできないことを定めている。

また、前記 1 (1)イのとおり、本件委任状では、委任事項として、「申立て」や「抗告」を含む基本事件の訴訟行為に関する事項について、網羅的に列挙している。

この点、請求人は、本件委任状が名古屋地裁における訴訟事件に関するものであり、名古屋高裁における即時抗告事件は代理権限に含まれない旨を主張するが、本件委任状によれば、「抗告」のほか、「控訴」、「上告」、「上告受理」等、上級裁判所に係属する手続についても委任事項として記載されているから、かかる主張は理由がない。

さらに、前記 1 (1)ウの移送申立事件及び本件抗告に係る各決定書によれば、当事者目録において本件弁護士が訴訟代理人弁護士として表示された上、これらの事件は完結していることから、裁判所も、本件弁護士の代理権を認めていると解される。

以上によれば、本件抗告が代理権のない弁護士に行わせたものであるとして違法とする請求人の主張には理由がない。

(3) その他

請求人は、本件抗告が名古屋高裁によって棄却されたことを指摘するが、決定書によれば、棄却の理由は、単に民訴法に定める移送の要件を満たさなかったものに過ぎず、府が本件抗告を行ったこと自体が違法であると判断したものでなければ、本件抗告に当たって、府が議会の議決を経していないことや、本件弁護士が代理権を有しないことが違法であると判断したものでない。

また、財務会計行為を行ったことあるいは行わないことによる責任を職員に問うことができるのは、当該財務会計行為に先行する原因行為が著しく合理性を欠きそのために予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵があつて、当該原因行為を前提にしてされた当該職員の行為自体が財務会計法規上の義務に違反する違法なものであるときに限られる（最高裁昭和 61 年（行ツ）第 133 号平成 4 年 12 月 15 日第三小法廷判決・民集 46 卷 9 号 2753 頁参照）。前記(1)及び(2)のとおり、府が本件抗告を行ったことは違法ではなく、もとより著しく合理性を欠きそのために予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵があつたということとはできない。

3 結論

以上のとおり、本件抗告に伴う手数料及び郵券代金並びに弁護士費用に係る支出については、監査を実施した限りにおいて違法又は不当な点は認められないから、請求人の

主張は理由がない。

よって、本件監査請求を棄却する。

令和6年4月24日付け 請求人提出

請求の要旨

(1) 請求

大阪府に生じた損害を補填する為に、知事が教育委員会関係職員(別記)に対し、連帯して、相当金額を府に支払うよう請求・求償するなど、必要な措置を講じることを監査委員が知事に勧告することを求める。

(2) 経緯

令和5年11月30日付けで、大阪府および大阪府元職員らを被告とする民事訴訟が、名古屋地裁に提訴された(基本事件。名古屋地裁R5(ワ)(略))。なお、基本事件の原告は名古屋市在住であるため、名古屋地方裁判所は、基本事件における損害賠償義務の履行地を管轄する裁判所である(民訴法5条1号)。

令和6年1月18日付けで、被告大阪府は、民訴法17条に基づき、遅滞を避ける等のための移送申立てを名古屋地裁あてに行なった(名古屋地裁R6(モ)(略))。これを受け、名古屋地裁は、令和6年2月20日付けで、当該移送申立ての却下決定を行なった。

(以上につき甲1)

その後、大阪府は、当該却下決定に対し、令和6年2月9日付けで、即時抗告を行なった(名古屋高裁R6(ラ)(略))。この際、手数料として1,000円、郵券代金として8,196円が支払われた。

しかし、名古屋高裁は令和6年4月5日付けで、即時抗告を棄却した。(以上につき甲2)

上記下線部の行為については、地方自治法96条1項12号の規定による議会議決(あるいは緊急専決)が必要であると思料されるところ、そうした議決・専決は行なわれていないため、当該即時抗告自体が違法であり、そのような違法な即時抗告に関する支出も当然に違法である。なお、これらの行為を行なった者は、名古屋高裁R6(ラ)(略)における指定代理人ら(大阪府職員)に加え、訴訟代理人弁護士(顧問弁護士、大阪府非常勤職員)であると認められる。

大阪府財政部財政課総務グループ(府議会担当)職員によれば、令和6年2月議会において、また、それまでの専決について、本件即時抗告に関するものは議決・承認されていないことが確認された。

加えて、本件訴訟（基本事件）についての委任状は存在している（甲3）が、即時抗告（名古屋高裁R6（ラ）（略））についての委任状は存在しない。裁判所書記官に尋ねても、同様に、委任状は存在しないとのことだった。甲3の委任状はあくまで名古屋地裁における訴訟等に関するものであって、名古屋高裁における即時抗告については別事件であるので委任状が存在しないのであればそもそも代理人権限が無いことは明らかであるから、本件関係職員らは、何ら名古屋高裁における代理人権限が無い弁護士（大阪府非常勤職員）に対して、本件即時抗告を行なわせたことは明らかである。

（3） 違法又は不当

地方自治法96条1項12号の規定によれば、「普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（中略）、和解（中略）、あつせん、調停及び仲裁に関する事。」について、普通地方公共団体の議会は事件を議決しなければならないと定められている。

この点、本件に関する具体例として、一般財団法人地方自治研究機構「自治体法務Q&A」によれば、地方自治体が一審被告として応訴する場合には、当該議決は必要が無いと解されているものの、「地方公共団体に対し損害賠償請求訴訟等の訴訟が提起され、これに応訴した地方公共団体が一審で敗訴判決を受けた場合に、判決を不服として控訴を提起する場合には、地方自治法96条1項12号に基づき、議会の議決が必要であると解するのが一般的です。」とされている。

そうすると、上記（2）に列記した大阪府の行為について、基本事件（名古屋地裁R5（ワ）（略））に応訴したことについては、議会議決は必要ではないし、最初の移送申立て（名古屋地裁R6（モ）（略））についても、基本事件応訴に附随する一連の訴訟行為と解することも可能であるから、議会議決は必要ではないと見ることもできる（あるいはこの点についても議決・専決が必要であるとも考えられるので、監査においては確認されたい）。しかしながら、（少なくとも、）最初の移送申立て（名古屋地裁R6（モ）（略））が却下されたことについて不服を申立てるための即時抗告（名古屋高裁R6（ラ）（略））については、地方自治法96条1項12号の規定（不服申立て）に明確に当てはまるものであり、判決を不服として控訴を提起する場合と同様に、法令上、議会議決（あるいは緊急専決等）が必要であることは明白である。

ところが、大阪府は、議会議決を行っていないし、専決もしていないのであるから、上記（2）下線部の行為は違法である。しかも、甲2のとおり、即時抗告自体も理由が無いものとして棄却された。

また、何ら名古屋高裁における代理人権限がない弁護士（大阪府非常勤職員）に対し

て、本件即時抗告を行なわせたことも違法である。

(4) 大阪府に生じている損害

即時抗告手数料： 1,000円

即時抗告郵券： 8,196円

即時抗告弁護士費用：不詳（大阪府教育委員会の情報公開では、事件番号が秘匿されるため。基本事件および移送申立てに関するものと思われる資料は甲4。）

(5) 関係職員

訴訟代理人弁護士（大阪府非常勤職員）及び教育庁の職員6名

（甲5が基本事件指定代理人指定書である。）

地方自治法第242条第1項の規定により別紙事実証明書（資料）を添え必要な措置を請求します。

事実証明書一覧

甲1：移送申立て却下決定（名古屋地裁R6（モ）（略））

甲2：即時抗告棄却決定（名古屋高裁R6（ラ）（略））

甲3：委任状（名古屋地裁の基本事件に関するもののみ）

甲4：弁護士費用についての経費支出伺書

甲5：指定書（名古屋地裁の基本事件に関するもの）